



3 林政利第 106 号  
令和 3 年 10 月 4 日

文部科学大臣 殿

木材利用促進本部長 野上 浩太郎  
(農林水産大臣)

建築物における木材の利用の促進に関する基本方針の策定について（通知）

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、建築物における木材の利用の促進に関する基本方針を定めたので、同条第 6 項の規定に基づき通知する。

貴職におかれては、同基本方針に基づき、建築物における木材利用の促進に関する取組を積極的に推進していただくようお願いする。

また、貴省関係機関・団体等に対して、周知いただくよう、併せてお願いする。